

有料道路「伊豆中央道」と「修善寺道路」への合併採算制導入

静岡県交通基盤部道路局道路企画課・静岡県道路公社

1 はじめに

静岡県の南東部にあたる伊豆地域は、景勝地や温泉など魅力ある地域資源に富み、首都圏にも近いことから、我が国を代表する観光地として発展してきた。最近では、本年5月の韮山反射炉（伊豆の国市）のユネスコの諮問機関から世界文化遺産への登録勧告や、2014年（平成26年）の伊豆半島の世界ジオパークへの推薦決定など明るい話題も多い。

一方で、半島地域という地形的な制約から、未だ整備途上の道路も多く、慢性的な渋滞や通行止めによる地域の孤立など、道路ネットワーク上の様々な課題を抱えており、半島の「背骨」となる伊豆縦貫自動車道の早期整備が求められている。この伊豆縦貫自動車道に直結する一般有料道路「伊豆中央道」と「修善寺道路」について、平成26年4月から合併採算制を導入したことから、この取組について紹介する。

2 一般有料道路「伊豆中央道」、「修善寺道路」

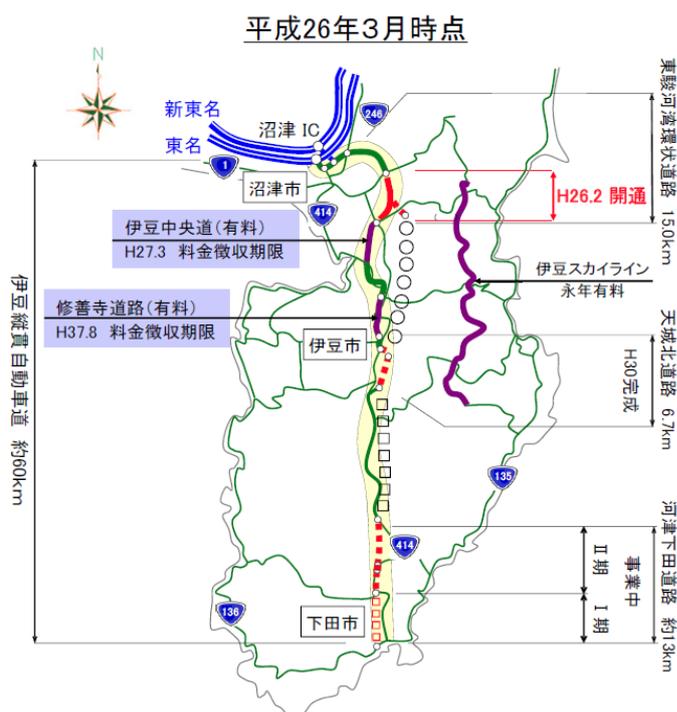
一般有料道路「伊豆中央道」と「修善寺道路」は、沿線地域の交通課題を改善するため、国道136号のバイパスとして静岡県道路公社が建設した有料道路であり、伊豆中央道は1985年（昭和60年）、修善寺道路は1998年（平成10年）に全線が供用した。

2014年（平成26年）2月には、伊豆縦貫自動車道の一部となる東駿河湾環状道路と直結し、東名、新東名から伊豆市修善寺までが一連の道路でつながり、伊豆半島の付け根部分の道路ネットワークは大幅に強化された。

将来的には、伊豆縦貫自動車道が、沼津市から下田市までつながることになるが、全線完成までの間、伊豆中央道と修善寺道路を含む国道136号バイパスは、伊豆縦貫自動車道の役割を担っていくことになる。

道路名	伊豆中央道	修善寺道路
延長	3.0km	4.8km
事業費	75億円	111億円
供用開始	S60.4.1	(I期) H4.9.19 (II期) H10.3.26
料金徴収期限※	H27.3.31	H37.8.24
道路管理者	静岡県道路公社	

※供用開始時点に設定された期限



3 採算面の課題

供用開始以降、伊豆中央道と修善寺道路の交通量は、ともに順調に推移してきたが、2007年（平成20年）のリーマンショック以降、2011年（平成23年）には東日本大震災の影響もあって観光交通が減少し、両道路の交通量は大きく落ち込んだ。

このため、近年は計画どおりに建設借入金の償還が進んでおらず、2011年（平成23年）当時の試算では、料金徴収期限を迎えても伊豆中央道で約5億円、修善寺道路で約19億円の未償還額が残るとされた。

年 度	年間交通量（台）		無料化の仮定期期	未償還見込額	
	伊豆中央道	修善寺道路		伊豆中央道	修善寺道路
ピーク時 （年 度）	3,959,082 （平成13年度）	3,823,682 （平成13年度）	平成25年度末の時点（H26.3）	約12億円	約68億円
平成23年度	3,226,709	3,262,174	伊豆中央道の料金徴収期限（H27.3）	約5億円	約63億円
			修善寺道路の料金徴収期限（H37.8）	-	約19億円

4 「伊豆地域の道路整備のあり方」検討会

こうした中、静岡県では、有料道路も含めた伊豆地域全体の道路網のあるべき姿を実現するため、2011年度（平成23年度）に外部有識者からなる「伊豆地域の道路整備のあり方検討会」を立ち上げた。約1年にわたる検討の結果、伊豆縦貫自動車道に関して次の2点が提案された。

- ・伊豆半島の背骨となる伊豆縦貫自動車道の早期整備
- ・利用しやすい伊豆縦貫自動車道の実現

現在、伊豆縦貫自動車道は、国土交通省により着実に整備が進められており、今後の見通しとして、平成30年代半ばには、沼津市と下田市を結ぶ一連の道路の概成が見込まれる。検討会では、この道路が、全線にわたり有料区間のない無料であることが、道路ネットワーク効果を最大限に発揮させる上で重要であるとしている。

そのための具体メニューとして、伊豆中央道と修善寺道路の経営を一体化させて、平成30年代半ばまでに両道路を同時に無料化し、あわせて無料化時に未償還額を残さない「合併採算制」の導入が、伊豆地域全体にとって望ましいと結論付けた。

5 合併採算制の導入

1) 道路整備特別措置法（以下、法）に規定する条件との合致

法第11条では、複数の有料道路を一つの道路として料金徴収することについて、「対象となる道路の通行者が相当程度共通であり、料金の徴収を一体として行うことが適当であると認められれば可能」と規定している。

相当程度共通とは、昭和58年6月の道路審議会答申において、「いずれか一方の道路の通行者又は利用者の概ね1/2以上が合併採算の対象となる他の道路を通行又は利用している場合」との判断基準が示されており、伊豆中央道と修善寺道路の場合、約51%が共通の通行者で、国道136号バイパスとして一連の道路であることから、法の規定をクリアしている。

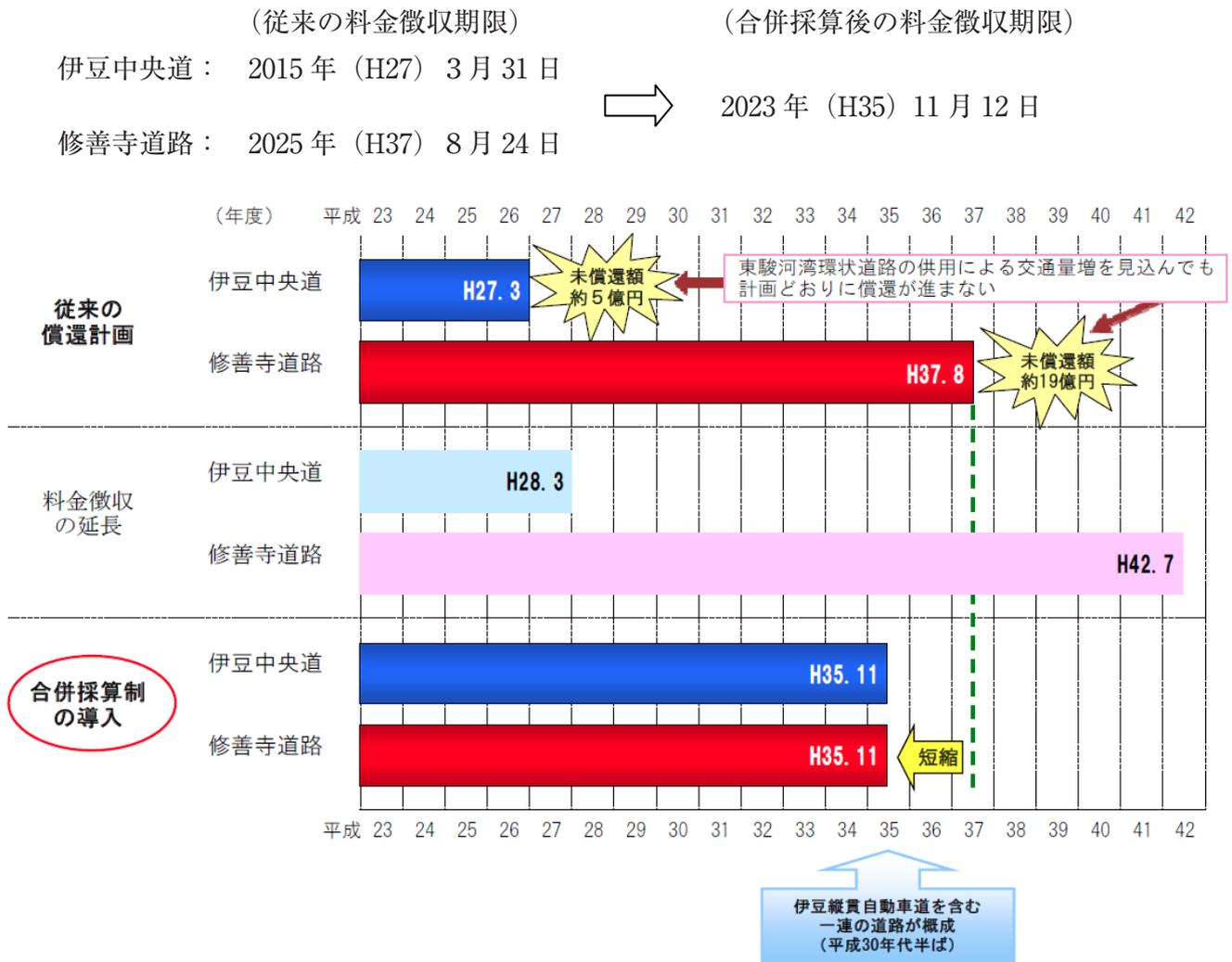
2) 地元との合意形成

合併採算制の導入により、修善寺道路は無料化が約2年早まるものの、伊豆中央道では約9年遅れることから、地元の同意を得るのは容易でないと見込まれた。県では、地元市町と連携しながら、伊豆地域の道路整備のあり方の検討結果を基に、個別説明や調整を延べ100回以上にわたって行った。最終的には2013年（平成25年）8月に開催した伊豆の国市、及び伊豆市における地元説明会で住民の同意を得た。

3) 導入の実現と関連施策の実施

県議会の承認後、2013年（平成25年）10月、静岡県道路公社が国土交通省に両道路の事業変更を申請し、同年12月3日付けで許可を得た。その後、2014年（平成26年）4月1日、伊豆中央道と修善寺道路に合併採算制を導入した。

また、道路公社は、道路利用者の利便性向上策として、割引率を拡大した共通回数券を合併採算制導入に合わせて販売開始するとともに、有料道路事業を活用した伊豆中央道の改築にも着手することとしている。両道路は、2023年（平成35年）11月の同時無料化を予定している。



6 おわりに

合併採算制の導入から1年余が経過し、この間、東駿河湾環状道路の開通効果もあって、両道路の交通量は、導入前に比べ、伊豆中央道が約3割、修善寺道路が1割弱の増加で推移している。この結果、通行料金収入も両道路合計で約2億円の増収となった。

併せて販売を開始した共通回数券は、地元利用者から好評を得ており、一般道から有料道路への転換による周辺道路の交通量減など、交通環境の改善につながっている。

また、2015年（平成27年）からは、有料道路利用者を更に増加させ、料金収入の一層の拡大に向けた取組として、沿線の市役所やコンビニエンスストアでも回数券販売を開始しており、伊豆中央道の改築事業についても早期完成に向けて事業推進に努めている。

人口減少社会の到来や道路施設の老朽化など、地方有料道路を取り巻く環境は依然として厳しいものと予想するが、静岡県と静岡県道路公社では、今後も利用者にとって使いやすい有料道路の実現に向けて取り組んでいく。